

## 川崎市インターネットによる物品の売払いに係る一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 インターネットを利用した一般競争入札の方法による市の売払い（以下「ネット物品売却」という。）の実施に当たっては、法令、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号。以下「条例」という。）、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象物品)

第2条 インターネットによる物品売却の対象となる物品（以下「売却物品」）は、市が所有する物品で不用の決定を受けたもののうち、インターネットを利用して売り払うことが適当であるものとする。

(入札に参加することができない者)

第3条 次に掲げる者は、インターネットによる物品売却に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に規定に該当すると認められる者
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中の者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てがなされている者（更正手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）
- (4) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条又は第7条に定める暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配人等、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- (5) 物品の買受けについて、一定の資格及び許認可その他の条件を必要とする場合で、これらの資格等を有していない者
- (6) 本市職員のうち、入札に関する事務に従事する者
- (7) 20歳未満の者
- (8) 日本語を理解できない者
- (9) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない者
- (10) 川崎市が定める入札に係るガイドラインを承諾し、又は順守することができない者
- (11) 川崎市がネット売却を行うためにインターネットを用いたシステム（以下「システム」という。）の利用に係る契約を締結した法人が所管する規

約及びガイドラインを承諾し、又は順守できない者

(参加申込み)

第4条 入札に参加しようとする者は、システムによる入札参加申込を行った後、「川崎市インターネット物品売却（一般競争入札）参加申込書兼誓約書」（様式1号）に次に掲げるものを添付し、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 個人にあつては、公的機関の発行した本人及び本人の住所が確認できる書類（運転免許証、健康保険証、住民票、旅券など）の写し

(2) 法人にあつては、登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類として別に定めたもの

(予定価格の公表について)

第5条 売却物品の予定価格は、入札を行う前にシステム上での表示により公表するものとする。

(入札保証金及び入札保証金に代わる担保)

第6条 入札に参加しようとする者は、規則第8条第1項の規定に基づき、予定価格の100分の10以上の額の入札保証金を市長が別に定める日までに、指定する納付方法により納付しなければならない。

2 規則第10条第2号の規定に基づき、前項の入札保証金の納付は、システムを管理する事業者の保証に関する書面（前項の入札保証金の額以上の額について、入札参加者のクレジットカード与信枠の確保を証する書面）の提供をもって代えることができる。

(入札保証金の還付)

第7条 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、入札終了後又は入札の中止若しくは取消しの場合は還付（第6条第2項の場合は、入札参加者のクレジットカードの与信枠の解除）する。ただし、売却物品を落札した者に対しては、契約の締結以後にこれを還付する。

2 前項にかかわらず、落札者は、入札保証金を契約保証金に充当することができる。

(入札の方法)

第8条 入札は、システムに入札金額等必要な事項を入力することにより行うものとする。

(開札)

第9条 開札は、システムにより入札期間経過後、直ちに行うものとする。

(落札者の決定)

第10条 予定価格以上でかつ最高価格で入札した者を落札者として決定するものとする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、システムによるくじ（自動抽選）により落札者を決定するものとする。

(落札者への通知等)

第11条 落札が決定したときは、落札者にその旨及び契約締結に関する事項を通知するものとする。

(契約保証金等)

第12条 落札者は、規則第32条第1項の規定に基づき、予定価格の10分の1以上の額の契約保証金を市長が別に定める日までに、指定する納付方法により納付しなければならない。ただし、第7条第2項の規定に基づき、入札保証金を契約保証金に充当した場合はこの限りでない。

2 契約者は、契約保証金を売買代金の一部に充当することができる。

(契約の締結)

第13条 市長は、次のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

(1) 予定価格1,000,000円以下の契約をするとき。

(2) 契約者が代金を即納してその物品を引き取るとき。

2 前項の規定により、契約書の作成を省略するときは、契約の履行に必要な要件を記載した請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年7月9日から施行する。

(様式1号)

川崎市インターネット物品売却（一般競争入札）参加申込書兼誓約書

(宛て先)

川崎市 長

川崎市が売却する物件を買い受けたいので、インターネット物品売却（一般競争入札）への参加を申込みます。

なお、当該申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ありません。

申 込 者	住所又は所在地	
	ふりがな	
	名称（法人のみ）	
	ふりがな	
	氏名（代表者名）	⑩
	電話番号	
	携帯電話番号	
	Yahoo! JAPAN ID	
	メールアドレス	
	入札番号	
	入札保証金	¥                      円
	売却名称	

(注) 法人にあっては、その名称及び主たる所在地並びに代表者の氏名を記載し、代表者印を押印します。

添付書類（参加される方の氏名や住所等を確認できる書類）

- ・個人・・・住民票（世帯の一部）、運転免許証、健康保険証、旅券等のいずれかの写し
- ・法人・・・商業法人登記事項証明書の写し

※買受けについて一定の資格及び許認可を有する場合は、その資格確認書類の写し

記

次の事項に該当する者ではないこと及びその他の記載事項について誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号の規定に該当すると認められる者
- 2 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中の者
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）
- 4 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条又は第7条に定める暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配人等、暴力団員等と密接な関係を有する者と認められる者。なお、川崎市が必要な場合には、当該事項に該当する者でないことを確認するため、神奈川県警察本部に照会すること及び照会に必要な役員名簿等の情報を提供することについて承諾します。
- 5 物品に買受けについて、一定の資格及び許認可その他の条件を必要とする場合で、これらの資格等を有していない者
- 6 川崎市職員のうち、入札に関する事務に従事する者
- 7 20歳未満の者
- 8 日本語を理解できない者
- 9 日本国内に住所、連絡先がいずれもない者
- 10 川崎市が定める入札に係るガイドラインを承諾し、又は順守することができない者
- 11 川崎市がネット売却を行うためにインターネットを用いたシステムの利用に係る契約を締結した法人が所管する規約及びガイドラインを承諾し、又は順守できない者
- 12 落札後、契約を締結した時点で落札者に売却の物品にかかる危険負担が移転することに同意します。そのため、契約締結後に発生した物品の破損、焼失など川崎市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負い、売払代金の減額を請求することはありません。